

電気通信事業紛争処理委員会（第116回）議事録

1 日時

平成23年6月28日（火）午前9時58分から午前11時43分まで

2 場所

第4特別会議室（総務省8階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

坂庭 好一（委員長）、淵上 玲子（委員長代理）、尾畑 裕、各務 洋子、山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

小野 武美、加藤 寧、白井 宏、寺澤 幸裕、森 由美子、若林 亜理砂（以上6名）

(3) 事務局

佐村 知子 事務局長、副島 一則 参事官、鈴木 一広 紛争処理調査官、濱崎 末盛 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

(1) 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正について【公開】

電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正について審議を行い、これを決定した。

(2) 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する調査結果について【公開】

電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する調査結果について、事務局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) その他【公開】

次回委員会の日程等については、事務局において別途調整の上、周知することとした。

(4) あっせん申請受理の報告【非公開】

4件のあっせん申請について、事務局から報告を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(5) あっせん委員の指名【非公開】

あっせん委員の指名について、審議を行い、あっせん委員を指名した。

(6) ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に係る同意について

て【非公開】

再送信の同意に関する平成23年6月21日の大臣裁定等について、事務局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。また、再放送の同意に関する論点について、前回委員会における関係団体からの説明内容も含め、意見交換を行った。

※ 議題(4)、(5)及び(6)については、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利利益を害するおそれがあるため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催した。また、同様の理由により、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、議題(4)、(5)及び(6)についての会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。ただし、資料5-1（再送信の同意に関する平成23年6月21日の大臣裁定等）は、公開とする。

5 議事内容

<開会【公開】>

【坂庭委員長】 本日はどうもありがとうございます。定刻前ですが、委員の先生、特別委員の先生、お集まりいただいておりますので始めさせていただきますと思います。

本日は委員の先生方5名が出席いただいておりますので、定足数を満たしてございます。また、6名の特別委員の皆様にも御出席いただいております。

本日の会議では、議事次第にございますように、1から6の議題を予定してございます。議題1、2、3につきましては、公開で開催させていただきます。

議題の4、5、6につきましては、係争中の個別事業者間の協議状況等を含む説明や質疑応答等を予定してございますので、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規程に基づきまして、非公開で開催させていただきますと思います。したがって、傍聴者の皆様方には、非公開とする審議が始まる前に退室をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

<議題（1）電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正について【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題1の「電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛

争処理委員会仲裁準則の一部改正について」ですが、事務局から御説明お願いいたします。

【鈴木紛争処理調査官】 議題1につきまして、資料の1-1から1-3によりまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料1-1ですが、「電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正案及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正案の概要」でございます。

改正の趣旨でございますが、「放送法等の一部を改正する法律」が昨年秋の臨時国会で成立いたしましたして、その施行によりまして今年の6月30日から、委員会の機能に地上テレビジョン放送の再放送の同意等に関するあっせん・仲裁が加わること、それから、委員会の名称が、「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」に変更されることになっております。それを受けまして、委員会決定で定めております「電気通信事業紛争処理委員会運営規程」、それから「電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則」につきまして、これに対応した規程の整備を行うというものでございます。

改正内容でございますが、運営規程の主な改正内容ということで、まず1つ目の内容として、委員会の名称変更への対応ということです。資料1-2が「電気通信事業紛争処理委員会運営規程新旧対照表」になってございまして、下の段が現行の運営規程、上の段が改正案ということでございます。

名称変更の部分は規程そのものの名称、それから第1条、第4条の2、第4条の4第2項ということで、例えば第1条を見ていただきましたら、下の段に「電気通信事業紛争処理委員会」ということで名前が出ておりますけれども、名称変更に対応しまして、上の段ですが、「電気通信紛争処理委員会」というふうに名前を変えるということで、そういう規定が今申し上げた3つございます。

それから、改正内容の2つ目といたしまして、委員会の機能拡充への対応ということで、引用している法律の条文の追加というものがございます。

資料1-1の2ページ目、3ページ目を御覧いただきますと、6月30日の施行で新しく変わった後の状態の法律の条文を付けております。委員会の名称は第144条でございまして、「電気通信紛争処理委員会を置く」ということで、委員会の名称が変わっていると。

それから、第156条は、電気通信設備設置用工作物の共用に関するあっせん・仲裁ができるという規定。これは従来あった第156条に一部文言を追加するということで、規定自体の追加という形にはなっておりません。

それから、電気通信事業法の第157条の2がコンテンツ配信事業者等と電気通信事業

者との間の紛争のあっせん・仲裁ということで、これは新しく規定が追加されたものでございます。

それから、2ページ目の下のところから放送法の関係がございまして、新しい放送法の第142条が、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者の間での再放送の同意に関する紛争についてのあっせん・仲裁の規定ということで、これも新しくできた規定ということでございます。

資料1-2の1つ例を挙げますと、資料1-2の第3条で、指名の欠格という規定で、あっせん委員、それから仲裁委員を指名するときに、当事者と特別な関係にある人は指名しないという規定があるのですが、そのあっせん委員、仲裁委員の定義につきまして、その法律の条文を引用しているというところがありまして、新しく追加された条文について、この運営規程でも引用条文として追加をするということで、第157条の2ですとか、放送法の第142条の関係の規定が追加されているということでありまして。このような引用条文の追加がこの第3条のほかに第4条、それから第4条の4第1項ということでございます。

それから、もう一つの仲裁準則の改正の内容でございますが、これは資料1-3「電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則新旧対照表」でございまして、こちらは委員会の名称変更に対応した内容のみということで、委員会の名前の変更に対応して機械的に置き換えているというものでございます。

資料行ったり来たりして申しわけございませんが、資料1-1の1枚目に戻っていただきまして、施行期日でございますが、この運営規程の一部改正、それから仲裁準則の一部改正とも、法律の改正の施行に合わせまして平成23年6月30日ということで改正をしていただきたいということでございます。

説明は以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正について、それぞれ事務局から御説明いただいたとおり決定することとさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【坂庭委員長】 ありがとうございます。では、「電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正について」は、今御説明いただいたとおりに決定させていただきます。それで議題1は終わりでございます。

＜議題（２）電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する調査結果について【公開】＞

【坂庭委員長】 次に、議題2に移らせていただきますが、「電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する調査結果について」でございます。これも事務局から御説明お願いいたします。

【鈴木紛争処理調査官】 議題2につきましては、資料2が関係の資料でございます。

この調査につきましては、6月30日の改正で、新しくあっせん・仲裁の対象になる分野の1つであります電気通信事業者間における電気通信設備設置用工作物の共用に関する紛争と申しますか、協議の状況につきまして調査をしたものでございます。

この関係につきましては、関係の事業者がそれほど多くないということもございまして、書面でアンケートのような形で調査を行いまして、もし何か特殊な事情があれば追ってヒアリングをしようというような考えで書面調査をしたということでございます。

資料2の冒頭でございますけれども、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス、ウィルコム、UQコミュニケーションズ、NTT東日本、NTT西日本、ソフトバンクBBの9社に対しまして、今年の2月に文書を送りまして照会をしております。そのうち一部の事業者につきましては、回答内容につきまして追加の照会を実施し、回答の中身を整理したのがこの資料2ということでございます。

法律上の概念は、電気通信設備設置用工作物ということでございますが、実際に特に話題になっているのが移動通信用の鉄塔ということございまして、実際に事業者からの回答も鉄塔についてということになっております。

1番目ですが、電気通信事業者が保有する鉄塔の本数ということで、どれだけの鉄塔を保有しておられますかという質問をしまして、回答があったのは7社なのですが、その7社の中には、うちは持っていませんという回答も含めて、ということで、合計が67、400本ほどということになっております。

それから2番目が、鉄塔の共用申込みをした件数と実際に共用している件数ということで、これにつきましては移動通信用の鉄塔ということですので、移動体通信事業者の6社

から回答をいただきまして、過去1年分、ただ、それぞれの事業者の数字の期間のとり方があり、平成22年又は平成22年度ということで過去1年分ということで集計をいたしまして、共用させてほしいという申込みをした件数が約360件ほど。実際に共用を認められて共用をしている件数が301件ということでございまして、共用の実現率は約84%ほどは共用を認められているということでもあります。

それから3番目ですけれども、鉄塔の共用を希望する理由ということで、これは自由記述で書いていただきました。似たようなものはちょっと言葉を丸めて集計したということで、回答数が多い順に並べておりまして、重複回答、1社で複数の理由を書かれたところもあるということですが、一番多い理由が、地域住民や地権者からの同意が得られないので新しい鉄塔を建てられないということ。続きまして、法律や景観条例による規制、あるいは自治体から先行事業者に併設してくださいという要請があったとか、共用したほうが経済的かつ迅速にサービス提供が可能と。あるいは山奥の細い道路沿いや傾斜地等の物理的な設置スペースがないというような理由で、他の事業者の鉄塔を貸してほしいということをお願いをしたということでございます。

2ページ目に行ってくださいまして、鉄塔の共用実現率84%ということなのですが、断られている事例もあるということで、断られた場合にどういう理由で断られたか、あるいは申込みを受けて断った場合にはどういう理由で断ったのかということを知っております。これも重複回答ありで、回答数が多い順に並べております。

一番多い理由が、鉄塔の強度が不足していて構造上設置が困難と判断をしたと。それから2番目が、鉄塔所有者自身に将来計画があって、今空いているように見えるんだけど、強度等の問題でこれ以上搭載はできないというようなこと、あるいはアンテナ設置希望位置が設備保守に支障があるような位置であるとか、そもそも設置のスペースがないとか、敷地のオーナーに拒否された、あるいは鉄塔を設置している建物を売却予定、検討の結果、電波干渉するおそれがある、地権者又は地域住民の了解が得られないというような理由で断られた、ないしは断ったということで、あまり恣意的な理由で断っているというような状況ではないのかなと考えております。

5番目ですが、今後の鉄塔の共用申込みの見込み等ということで、今後どの程度共用の計画が見込まれますかという御質問に対しては、ほとんどの事業者が今後の見込みは未定ということで、必要となった場合に共用の申込みをしていくということでございます。あと、実際には一部断られている場合もあるということで、紛争になっていることはないか

ということを確認しましたが、現時点では紛争になっている事案はないということ
でございました。

今回の調査では、現時点では紛争になっているものはないということですが、委
員会事務局には相談窓口等もございますので、今後実際に紛争があったようなときは相
談に来ていただいて、必要に応じて対応していくということで、引き続き情報収集、事業
者への周知等をやっていきたいと考えております。

以上です。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、何か
御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【尾畑委員】 共用を断られた場合、そのあとは普通はどうされているのですか。

【鈴木紛争処理調査官】 あまりその後のところまでは聞いてないのですが、ほ
かのところを探してやっている場合は当初予定していたところよりは効率性とか、カバー
するエリアとかの面で若干差が出てくるというようなこともあると思いますし、場合によ
っては、エリアの拡大を断念しているというようなこともあるかと思われま

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

【加藤特別委員】 7社それぞれの鉄塔の保有割合というのはどうなっているのだし
ょうか。

【鈴木紛争処理調査官】 すみません、個別の事業者名は出さないということで教えて
いただきましたので。一番多いのはNTTドコモであるということでご容赦ください。

【加藤特別委員】 はい、分かりました。結構です。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【白井特別委員】 ここでは同じ事業者間という話ですけど、場合によっては、例えば
電力関係の鉄塔の一部にとかいうのもあるのかなと思うのですが、そこら辺というのは特
に調査はされていないのですか。

【鈴木紛争処理調査官】 今回の調査は、6月30日の改正で紛争処理委員会のあつせ
ん・仲裁の対象に新しく追加されたところを対象として調査いたしました。それが電気通
信事業者間での設備設置用工作物の共用ということですので、電気通信事業者が持ってい
る鉄塔について照会をさせていただいたということでございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。

基本的にはこれは、アンテナが付いているものを呼んでるわけですか。

【鈴木紛争処理調査官】　　そうです。設備設置用工作物ですので、鉄塔そのものは電気通信設備ではないのですけれども、そこにアンテナを置くということで設備設置用工作物になるということです。

【坂庭委員長】　　あと、要するに、地面の上にたっているのが鉄塔で、ビルの上にあるのは鉄塔ではないとかということでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】　　普通のマンションの上にアンテナがたっているのは、設備設置用工作物というよりは電気通信設備そのものが直接置いてあるということなので、設備設置用工作物という意味では、アンテナだけではならないということです。

【坂庭委員長】　　次のページの4番に、鉄塔を設置している建物を売却する予定だというような記述があるのは、どういうことなのでしょうか。

【鈴木紛争処理調査官】　　ここの詳細は確認をしてないのですけれども、建物自体を電気通信事業者が持っているという状態だと思われま。アンテナを置くための建物自身を電気通信事業者が持っているということで、一般に町中に見るようなビルの上にたっているようなものとは別に、自分の持っている建物の上に自分のアンテナを置いているという状況ということです。

【坂庭委員長】　　ありがとうございます。はい、どうぞ。

【副島参事官】　　今の説明に補足いたしますと、建物の上に鉄塔が建っている場合もあると思います。例えばこの会議室からもご覧になれますけれども、東京電力のマイクロの鉄塔がたっていますけれども、あれなんかはやっぱり建物の上にアンテナではなく、明らかに鉄塔がたっております。だから、建物の上に、アンテナを設置したというものもあるでしょうし、新たに鉄塔を建てているというケースもあるのだらうと思います。

【坂庭委員長】　　ほかによろしゅうございますでしょうか。

では、ありがとうございました。それでは、議題2は終了させていただきたいと思いません。

<議題(3) その他【公開】>

【坂庭委員長】　　次は議題3でございますが、「その他」ということですが、事務局からございましたらお願いいたします。

【濱崎上席調査専門官】　　次回委員会の日程でございますけれども、別途調整の上、御案内させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。その他、委員の皆様、あるいは特別委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で公開の議題は終了となります。傍聴者の皆様には、恐縮ですが御退室をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

<議題（４）あっせん申請受理の報告【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

<議題（５）あっせん委員の指名【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

<議題（６）ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送に係る同意について【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

<閉会【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

- 以上 -